

北上市告示乙第55号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

- 1 委託の内容
ごみ処理手数料の徴収及び収納事務
- 2 受託者
北上市黒岩3地割61番地
有限会社北上清掃センター
代表取締役 小田島 宏己
- 3 委託の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで